

【宿泊事業者等との連携を希望される事業者様向け】

「福岡型サステナブルツーリズム推進事業」

(B 群事業者)

募集要項

(1) 目的

持続可能な社会の実現に向け、日本、そして世界中でも、政府や関連機関、民間企業等による様々な取り組みが行われています。また、観光産業においても、コロナ禍を経て観光を取り巻く状況が変化中、サステナブルツーリズムを推進する動きが活発になっています。今後福岡市では、本事業を推進することによって、福岡市の観光がより環境にやさしく、面白くなり、福岡市のブランド力が向上することを目指しています。

その為に、宿泊事業者、観光関連施設に対して、「サステナブルな体験型コンテンツ」、「サステナブルな経営を実現するサービス」の効果的な連携を希望される事業者を発掘し、連携のサポートを実施します。

例) 福岡市及び市周辺の地産地消でサステナブルな農業事業者、農業体験や伝統工芸体験、サステナブルな施設の取組、サイクリング案内などの体験コンテンツ、宿泊事業者、観光関連施設のサステナブルな経営に資するサービス・コンテンツ 等

(2) 実施主体

福岡市

(3) 事業内容

福岡市の宿泊事業者、観光関連施設を対象に、「サステナブルな体験型コンテンツ」、「サステナブルな経営を実現するサービス」等の提案を希望される事業者を募集します。

今回、約 30 社の福岡市内の宿泊事業者、観光関連施設を対象に、サステナブルツーリズムの確立を指す上で、他の事業者と連携を含めた、伴走支援を行います。その約 30 社に異業種との連携を通じた「サステナブルな体験型コンテンツ」、「サステナブルな経営を実現するサービス」等の情報を事務局でとりまとめ、各施設に対し、伴走支援を通じて提案をするとともに、必要に応じてマッチングの場を作ってまいります。

本事業を通して、事務局は、参画事業者(約 30 社)のメリットにつながると考えられる提案や、連携可能な他事業者の紹介等を行います。情報公開をご希望の企業様については、事務局にて確認の後、ポータルサイトにおいて、御社の事業内容を掲載し、プロモーションのサポートを行います。

(4) 条件

以下のすべてを満たす事業者等であること。

- ① 本社および事業所の住所は問いません。
- ② 「サステナブルツーリズム」に資する商品・サービスを提供する事業者であること。
※例) 体験コンテンツ提供、SDGs プログラム提供、省エネ、効率化、Co2 削減 等
- ③ 事務局が求める面談やマッチング商談に対して、可能な範囲で対応すること。
※また、事例として、参画事業者の取り組みを事務局が運営するホームページや報告書への掲載させていただく可能性があります。事前に承諾をいただいた上で掲載をしますので、できる限り、ご協力をお願いします。尚、面談やマッチングについては無料ですが、それに伴う交通費・資料制作代等は御社負担となります。

(5) エントリー方法

- ① 本事業ポータルサイト「募集 B」よりエントリーしてください。
ポータルサイト URL
<https://www.fukuokasustainable.com/>
- ② エントリーに際して、必要事項を記入ください。
- ③ エントリーに対し、採択の可否等の連絡は行われません。

事務局

福岡型サステナブルツーリズム推進事務局

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 11-1

天神武藤ビル 4F (東武トップツアーズ 福岡支店内)

担当: 海田 西村 安里 伊藤

TEL: 050-9001-8913

MAIL: fukuoka-city.sustainable@tobutoptours.co.jp

(5) 今後のスケジュール

- ・ 11 月 21 日 サステナブルツーリズムセミナー in Fukuoka
- ・ 11 月 29 日 エントリーの受付開始
以降、必要に応じて事務局よりご連絡させていただきます。
- ・ 2 月 29 日 伴走支援終了
- ・ 3 月 10 日 報告書作成 (ポータルサイトにて公開)
- ・ 3 月 20 日 事業修了

(6) 留意事項

以下の事業者は、本事業の対象外となります。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から、不適切であると認められる事業。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項号）第 2 条第 5 項及び同条第 13 項第 2 号により定める項第 2 号により定める事業。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等中小企業等又はリース会社又はリース会社による事業による事業。